

議案第 94 号

岩倉市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

岩倉市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 7 年 1 月 19 日提出

岩倉市長 久保田桂朗

## 岩倉市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する 条例

第1条 岩倉市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和7年岩倉市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	円 405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000
6	765,000
7	893,000

第9条第2項中「100分の125」を「100分の125」とあるのは「100分の95」と、同項中「100分の127.5」に、「100分の95」を「100分の97.5」に、「100分の87.5」を「、6月に支給する場合には100分の87.5、12月に支給する場合には100分の90」に改める。

第2条 岩倉市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、同項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の97.5」を「100分の96.25」に、「、6月に支給する場合には100分の87.5、12月に支給する場合には100分の90」を「100分の88.75」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。